

# 岐阜県公報

第二千五百二十七号  
平成二十六年三月七日

(金曜日)

## 目次

### 規則

情報科学芸術大学院大学条例施行規則の一部を改正する規則

(情報産業課) 一三〇<sup>ページ</sup>

### 告示

牛の結核病の検査の実施

牛のブルセラ病の検査の実施

牛のヨーネ病の検査の実施

死亡牛の伝達性海綿状脳症の検査の実施

牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病及び牛流行熱の検査の実施

馬伝染性貧血の検査の実施

豚のオーエスキー病の検査の実施

家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病の検査の実施

蜜蜂の腐蛆病の検査の実施

水源地域の指定

水源地域の指定の区域の変更

解除予定保安林とする旨の通知

道路の区域変更

道路の供用開始

土砂災害警戒区域の指定解除

土砂災害特別警戒区域の指定解除

土砂災害特別警戒区域の指定解除

土砂災害警戒区域の指定  
土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 一三八  
(同) 一三八

### 公 示

指定自立支援医療機関の指定

指定自立支援医療機関の変更届出

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

飼料の試験結果

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

開発行為の工事の完了

(保健医療課) 一三八  
(同) 一三九  
(商業流通課) 一三九  
(畜産課) 一三九  
(建設政策課) 一四一  
(建築指導課) 一四二

規則

情報科学芸術大学院大学条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三号

情報科学芸術大学院大学条例施行規則の一部を改正する規則

情報科学芸術大学院大学条例施行規則（平成十三年岐阜県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「学長の諮問に応え、助言」を「大学の運営に関し意見を聴取」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第七十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛の結核病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 実施の目的  
牛の結核病発生予防のため
- 二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛のうち過去二年以内（平成二十四年度及び平成二十五年度内）に検査を受けていない牛（生後九十日未満のものを除く。）
- 2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛

大垣市、関市、中津川市、美濃市、羽島市、飛騨市、郡上市、下呂市、羽島郡、安八郡、揖斐郡及び大野郡

三 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する結核病の検査方法による。

四 実施の期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第七十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のブルセラ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施の目的

牛のブルセラ病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後九十日未満のものを除く。）
- 2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛

大垣市、関市、中津川市、美濃市、羽島市、飛騨市、郡上市、下呂市、羽島郡、安八郡、揖斐郡及び大野郡

実施する区域

三 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定す

るブルセラ病の検査方法による。

四 実施の期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第七十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のヨ－ネ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛のヨ－ネ病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

<p>実施の対象となる家畜の種類及び範囲</p> <p>1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後百八十日未満のものを除く。）</p> <p>2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛</p>	<p>実施する区域</p> <p>岐阜市、高山市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、養老郡、不破郡、本巣郡、加茂郡及び可児郡</p>
--	--

三 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定するヨ－ネ病の検査方法による。

四 実施の期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第七十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり死亡した牛の伝達性海綿状脳症の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する伝達性海綿状脳症の検査方法による。

五 実施の期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第七十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病及び牛流行熱の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病及び牛流行熱の発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
越夏していない牛（原則として最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

三 実施する区域  
県内全域

四 検査の方法  
中和試験

五 実施の期日  
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第七十八号  
家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性貧血の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十六年三月七日  
岐阜県知事 古田 肇

一 実施の目的  
馬伝染性貧血の発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）による競馬に出場する馬その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬

三 実施する区域  
県内全域

四 検査の方法  
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する馬伝染性貧血の検査方法による。

五 実施の期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第七十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚のオーエスキー病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。  
平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施の目的  
豚のオーエスキー病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
繁殖豚、繁殖候補豚その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める豚

三 実施する区域  
県内全域

四 検査の方法  
エライザ法、ラテックス凝集反応法又は中和試験

五 実施の期日  
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第八十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり、家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施の目的

家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病発生予防のため  
 二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
 種鶏及び種鶏候補鶏

三 実施する区域  
 県内全域

四 検査の方法

- 1 家きんサルモネラ感染症及びマイコプラズマ病については、急速凝集反応法
- 2 ニューカッスル病については、赤血球凝集抑制反応法

五 実施の期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第八十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり蜜蜂の腐蛆病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂（家畜保健衛生所長が特に検査の必要がないと認めたものを除く。）

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

肉眼的検査、脱脂乳による試験及び細菌学的検査

五 実施の期日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第八十二号

岐阜県水源地域保全条例（平成二十五年岐阜県条例第二十四号）第十三条第一項の規定により、次のとおり水源地域を指定するので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

市町村名	指定の区域	縦 覧 場 所
郡上市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県郡上農林事務所及び郡上市農林水産部林務課

〔「水源地域区域図」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第八十三号

水源地域の指定に関する告示（平成二十五年岐阜県告示第四百五十七号）において指定した水源地域について、次のとおり指定の区域を変更するので、岐阜県水源地域保全条例（平成二十五年岐阜県条例第二十四号）第十三条第八項において準用する同条第六項の規定により告示する。

平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

市町村名	変更後の指定の区域	縦 覧 場 所
恵那市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県恵那農林事務所及び恵那市経済部林業振興課

〔「水源地域区域図」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣が

ら保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

岐阜市大字溝口字番場山一―二七の二から一―二七の四まで、一―二七の六から一―二七の八まで、大字長良古津字小島山九一九の六一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

大垣市上石津町牧田字平井三〇三の四、三〇三の五、三〇三の二一三から三〇三の二六まで

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

（一） 高山市清見町巢野俣字六方一五二七の一五二から一五二七の一五四まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一五二七の五五二、一五二七の五五三、字曲り洞一五四〇の一七、一五四〇の一八、清見町檜谷字竜ヶ谷一五の三〇、一五の三五、一五の四一

（二） 保安林として指定された目的

水源の涵養

（三） 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二 解除予定保安林の所在場所

高山市清見町坂下字オトシケ平九七〇の二、九七〇の三、九七〇の五から九七〇の九まで

（二） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（三） 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその

内容を告示する。

平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所  
恵那市大井町字観音寺二六九五の三六七、二六九五の七二四、二六九五の七二五
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

岐阜県告示第八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年三月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
一般国道	三百六十五号	大垣市上石津町牧田字萩原四〇二番一地从先から同市同四一八五番一地从先まで	九二・一 一三・八	一〇・四 一八・二	一四〇・〇	一四〇・〇	

岐阜県告示第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年三月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
県道	上之保線 下袋坂線	関市上之保字杉ヶ沢一七七八六番地先から同市同五九番地先まで	三〇・〇 二二・二	二二・二	一四三・〇	一三三・〇	A及びBは、関係図面に示す敷地の区分を

岐阜県告示第九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年三月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
県道	中津川立線	中津川市瀬戸字中屋平一六二番一地从先から	一・八 四・三	一・八 四・三	八四五・〇		

同 市 同 字 野久保二 四六番三四地先まで	後	八 八 五 〇	八 四 五 〇
---------------------------	---	------------------	------------------

岐阜県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年三月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道路の種類 路線名	区 間	区域 変更 前後		敷地の幅 員（メートル）	延 長 （メートル）	備 考
			後	前			
南岐 濃 阜 線		羽島市正木町曲利字霞場 一〇一九番四地先から 同 市 同 町 同 字 同 一〇四三番一地先まで	三・三 〇	三・五 三・二	ル（メートル）	ル（メートル）	

岐阜県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年三月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道路の種類 路線名	区 間	区域 変更 前後		敷地の幅 員（メートル）	延 長 （メートル）	備 考
			後	前			
古野 井上線		美濃加茂市牧野字鳥屋野 三二二〇番一地先から 同 市 同 字 菅岩二 七九四番一地先まで	七 〇	七 三・八	ル（メートル）	ル（メートル）	

岐阜県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年三月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道路の種類 路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか）
多治見 八百津線		多治見市住吉町四丁目一五番 二地先から 同 市 同 地先まで	八・三	平成 二六・三・七	平成 二四・七・二〇

岐阜県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年三月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示年月日ほか)
県道	中津川線 田立川線	中津川市瀬戸字中屋平一六二番一―地先から 同 市同 字野久保一四六番三四地先まで	八四〇	平成二六・三・七	平成二六・三・七

岐阜県告示第九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年三月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示年月日ほか)
		本巣郡北方町平成六丁目三番地先から 本巣市宗慶字田中五五六番一 地先まで	三三〇	平成二六・三・七	平成二六・三・七

県道	岐阜線 関ヶ原線	本巣市宗慶字大塚前四四八番 一―地先から 同 市同 字同 四四〇番 一―地先まで	二五〇	平成二六・三・七	平成二六・三・七
----	-------------	---	-----	----------	----------

岐阜県告示第九十六号

土砂災害警戒区域の指定(平成二十四年岐阜県告示第六百八十八号)のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
吹ヶ洞	可児市大森字鳩討	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第九十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定(平成二十四年岐阜県告示第六百二十号)のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称 区域の所在地

区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

吹ケ洞 可児市大森字鳩討

次の図のとおり

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第九十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
吹ケ洞	可児市大森字鳩討	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第九十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称 区域の所在地

区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

吹ケ洞 可児市大森字鳩討

次の図のとおり

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古田 肇

（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 日
こころ調剤薬局とやま	各務原市蘇原外山町二の七二の五	精神通院	平成二六・三・一
株式会社 伊藤薬局	高山市本町三の六	精神通院	平成二六・三・一
たんぼば薬局 羽島店	羽島市新生町三の二六四の四	精神通院	平成二六・三・一
キマタ薬局	瑞浪市上平町四の九の二	精神通院	平成二六・三・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	変更年月日
アイセイ薬局	下呂市幸田二一九〇の一	精神通院	平成二六・二・一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年三月七日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十六年二月二十七日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社メトロ

三 建物の名称及び所在地

メトロスクエア

美濃加茂市山手町二丁目五三番 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 金光 徳哲

(変更後) 代表取締役 市村 万盛

飼料の試験結果

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十五年十一月に収去された飼料の試験の結果の概要を公表する。

平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古田 肇

収去番号	製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	分析			結果の概要							違反の内容
					粗たんぱく質 %	粗脂肪 %	粗繊維 %	粗灰分 %	カルシウム %	りん %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	ペクチン消化率 %	T D N %	



11	同上	同上	鳥印配合飼料幼す う用	25.11	21.4	5.0	3.5	6.2	1.43	0.99							
12	JA東日本 みあい飼料多 摩知県知多 北浜町16番 地	各務原市各務 山の前町2 352 JA東日本 みあい飼料 株式会社 原中継基 地	ハイコーソフ ケアルファ	25.10	10.9	3.3	4.5	2.5	0.44	0.45							
13	同上	同上	肥育に一番	25.10	13.0	2.5	6.4	3.2	0.61	0.50							
14	同上	同上	肥育ひとすじ	25.10	12.2	2.6	6.6	3.1	0.53	0.47							
15	同上	同上	とり玉17	25.11	17.8	6.1	3.1	12.6	5.13	0.66							

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年三月七日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月	商号又は 名称	代表者の 氏名	主たる営業所 の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十 五年十二 月十九日	坂口建設	坂口治男	大垣市上石津 町堂之上七四 三一	般二十一 三八五八	建築工事業
平成二十 五年十二 月二十日	有限会社 山下木材	代表取締役 山下 英治	高山市一之宮 町三三七〇番 地	般二十三 八五〇一四	土木工事業
平成二十 五年十二 月二十日	川島電設	川島清	関市西欠ノ下 二二番地一	般二十四 二九一五	電気工事業

月二十六 日	平成二十 五年十二 月二十六 日	有限会社 サン・ク リーンタ チカ	代表取締 役 田近 通哲	飛騨市古川町 栄一丁目六番 二〇号	般二十五 九五〇〇三 四	内装仕上工事業
平成二十 六年一月 七日	平成二十 六年一月 七日	川畑塗装 店	川畑吉伸	養老郡養老町 飯田一〇三七 二五	般二十一 一〇七七七	塗装工事業
平成二十 六年一月 七日	平成二十 六年一月 七日	株式会社 桑原工務 店	代表取締 役 桑原 嘉靖	大垣市上石津 町祢宜上一五 番地三	般二十四 一一七六三	建築工事業
平成二十 六年一月 八日	平成二十 六年一月 八日	株式会社 東組	代表取締 役 正田 武則	美濃市二二〇 七番地の七	般二十四 一六一〇	造園工事業
平成二十 六年一月 八日	平成二十 六年一月 八日	有限会社 デイシー エス	取締役 平眞作	岐阜市鏡島南 一丁目二番 八号	般二十四 一〇〇四一 五	建築工事業

開発協議(変更協議) 番号及び年月日	平成二十六年一月十日	有限会社 トータルワーク・サナダ	取締役 眞田純一	多治見市小名田町西ヶ洞一番地の四五九	般二一六〇〇一十九	タイル・れんが・ブロック工事業
	平成二十六年一月十日	コイデ建 築	小出宏作	瑞浪市大湫町六二一七七	般二四六〇〇二一五	建築工事業
	平成二十六年一月十四日	株式会社 丸吉商事	代表取締役 河村直治	各務原市鶴沼南町五丁目五番地	般二二一〇〇二五〇	土木、とび・土工、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ及び水道施設工事業
	平成二十六年一月十四日	有限会社 中央電気商会	代表取締役 土屋宮男	恵那市明智町一〇一番地の五	般二一七〇〇二一八	電気工事業
	平成二十六年一月十六日	林板金	林正夫	岐阜市北野東一四六番地	般二二一〇〇七〇六	板金工事業
	平成二十六年一月十七日	株式会社 熊崎組	代表取締役 熊崎孔平	下呂市小坂町小坂町一八八番地の一	般二四九九九二五	管工事業
	平成二十六年一月二十日	株式会社 丸栄建設	代表取締役 井上春美	郡上市白鳥町向小駄良六二九三	般二一九八三八	建築及び大工工事業
	平成二十六年一月二十日	有限会社 松田土木	代表取締役 福島留雄	郡上市八幡町五町四丁目一〇一三	般二二一三三五八二	造園工事業
	平成二十六年一月二十一日	株式会社 信濃木材	代表取締役 今井孝光	中津川市手賀野三五八	般二二三七七一	建築及び大工工事業
	平成二十六年一月二十一日	鶴田鉄筋	鶴田政幸	中津川市手賀	般二五	とび・土工及び鉄
開発区域又は工区に含まれる	地域の名	公共施設の	公共施設の位置及び区	種類	公共施設の位置及び区	開発協議が成立した者の住所及び氏名

平成二十六年一月三十日	小栗電気 商会	小栗兼光	美濃加茂市下米田町東栃井一三三番地三	般二二三七九一五	電気工事業
平成二十六年一月二十九日	株式会社 川路工務所	代表取締役 川路慎理	関市迫間台一一一五	般二二一〇八二五	土木、大工、とび・土工、ほ装、しゅんせつ及び水道施設工事業
平成二十六年一月二十四日	小畑ポンプ工業株式会社	代表取締役 小畑嘉郎	岐阜市矢島町二丁目六二番地	般二四三三三三	水道施設工事業
平成二十六年一月二十三日	杉山建設株式会社	代表取締役 杉山文康	本巣市海老四三〇番地	般二二三一〇一七四七	建築、管及び造園工事業
平成二十六年一月二十三日	株式会社 向工業	代表取締役 向孝二	岐阜市日野東四丁目六番三号	般二二一九	建築及び大工工事業
平成二十六年一月二十一日	糸魚川建 築	糸魚川政信	中津川市福岡二六八六番地一	般二二一七〇〇四一五	建築工事業
平成二十六年一月二十一日	野六九二番地の一六	七〇〇七	筋工事業		

開発行為の工事の完了  
 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。  
 平成二十六年三月七日  
 岐阜県知事 古田 肇

岐阜県指令東建築第九六号  
 平成二五・九・一三  
 同東建築第九六号の  
 二  
 同二五・一二・二五

恵那市三郷町佐々良木字弁財天一九四番四六〇及び一九四番四六五の一部

緑地及び消防の用に供する貯水施設

開発登録簿による

大垣市今宿六丁目五二番地一八  
 岐阜県土地開発公社  
 理事長 河 田 厚  
 男

平成二十六年三月七日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社